

明治四年辛未十二月

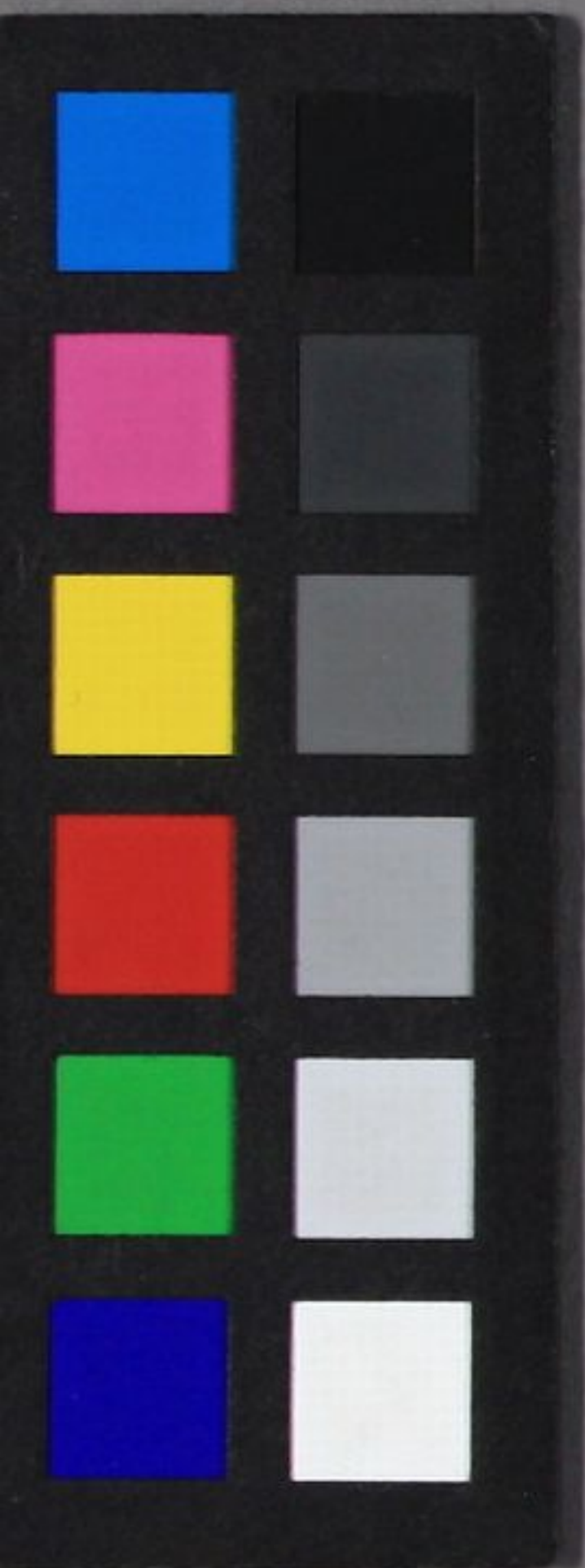
萬國新聞

第十五號

東京書林

北畠兵衛
山中兵衛

18
115
15



1845
115
15

萬國新聞第十五號

ジャバンヘラド新聞第二千五百十三號

明治四年辛未十一月九日刊行

數個年以來東京乃市中よ泥政府と取立る地租税は積高ハ
當時八百萬兩と及へると云此積金ハ後來市中及び港内航
船の改革費用を供するに凡十五個年の間ハ市中全く焼失し
あり之を概算するに凡十五個年の間ハ市中全く焼失し
悉く再建され至る程を察此の如く屢々出火あり所以に
者ハ東京市中の家屋十五分一ハ材木にて造る由り年々大



火の焼物となるるを専ら此等の災害を防禦するを爲す煉化
石の墻塀を建てて市中區々の分界を爲し火の企ある

電信機報告

倫敦第十二月八日

英國の太子ハ先達より熱症にて本曜日にハ安心ならん
しハ先達此夜ハ凌ぎをせとを病勢大に増え甚た危篤の
容體なり

今日ハ太子の病氣甚危篤の場合ならんと前以て手當の用
意を爲さる

倫敦第十二月九日

英國太子の病氣ハ甚た心配及びき模様ある

ジャパンヘラルド新聞第二千五百九號

明治四年辛未十一月四日刊行

イ。エム。ウ。エンリッド氏ハ布哇政府より再ハ領事總官の命
を受たり依り日本政府より其賀状を送りウ。エンリッド
氏先ハ領事總官より日本と交接せしハ布哇政府の爲め
裨益多かりと未だ此人の如く能く交接に注意せし者な
らざりし

先達て吉原大火の節外國人二名焼死せりと風説せしハ姓
名及び居所に知れぬ由あり

先達々吉原大火の節火災を遁れる家より又出火せしる
消防能く行届忽ち消火せし賤民は説り一度出火の緒口
を開くは又必次大火ありて市街全く焼失ひしと云へり
一度は僥倖災を遁るくとを必しも後患なき可あり宜
ならかな樂あれは苦ありとい
此度堀割川浚に日本の踏水車を用ひ其迂遠なる事人驚
とをよき足き京別して横濱の如き開港場にては外國に便
利なる器械を備はれるに何故は外國の抽水器を用ひん
や若抽水器を用ひなは河浚ひ忽ち出來し且は政府の費用
も少なからばし

横濱より往復は船の熟路に於て近頃日本船不幸なると沈
没する事と港長より布告あり此船は軍艦バロツサ餘より
半里沖に東角に浮標よ京北東の方より一里の四分一を離
れて水中凡六尋程の處に沈する也

ジャパンヘラルド第二千五百十一號

明治四年辛未十一月七日横濱刊行

今朝第三字半東京淺草御厩河岸より出火し家藏數多焼失せ
る

佐渡ヶ島金山へ浪士三千余人徒黨し騒動を爲はるとよる政
府より布告あり同所にある外國人の佐渡の縣廳よりの達

よ由り新潟縣へ移住せし依之鎮撫とて越後諸郡より人數を出し又大砲を送られたる

廿三日出帆し米國蒸氣船にて日本貴家の女子六名亞米利加留學せし爲め行かしたる

政府より銀圓通用の事を決定しるに既に其數三百萬圓大坂造幣寮より出ると但し以來二分金通用の面倒なきは制禁として必決二分の通用とすべく又新貨幣二分金及び金札共相場違ひありし旨布告せられたる

東京に於て乞食非人を救助の爲め取建られし教育所當節用金不足に付閉られたる其内は居るは者共は東京町々所

々の役所へ渡りたり之に依て町々此輩は犯罪を恐ると云又惡徒は凡て捕押へ又住所親戚朋友なくして戸籍に入らざる者を高輪より船に乗せ諸方乃住民少なき地へ送るをよしとせり

昨日ゴープル氏亞米利加人水夫五人は白衣を着て本牧の海水に入り名を付る時の沐浴の定例を爲し事を世話せり新政府より従前特別に免許を受て専ら我意を揮ひ跋扈せし者を悉く未だ其我意を止めざる時一商人あり東京に至る日急事より人力車及び人足三人を雇ひ馳せし處諸關門取締役々如此き多人數雇はる所以を問と

きたり其時一人の人足宜しく答たり併し此咎めを受る前
如此事屢となり且當人陳して曰先達て政府より何者より
を馬上或は其他勝手次第との事を觸示せきたり然れは如
何なる事を爲し共故障なる事へし又如此事なりは何れの
者の免許し又何者の許せざるべし判然るは觸示あはれ可
からざる

日本人乗馬の事ハ相當に衣服を着し口付の別當を雇はく
自由あるべき事發布告ありし處横濱より大なるは妓樓の主
人兼て官人の形象を好むに或日新到の南部産の馬に乗
り幕府の閣老の如き美麗なは衣服を飾り鏡橋より神奈川

の方へ行あり或る士官途中にて出會ふ共一向知られ只
政府の重官横濱へ見舞ひし事と思居たり此時取締役佛公
使館の傍より舟を走らせ神奈川に至り彼者を差止め馬共
に知事公の目前へ引歸したは是は如何なる事や知られ閣
老の如き形象も直に顯れ忽ち一人の平民となり彼者
は唯衣服を飾りし而已よし別は惡事を爲せしに非は
是迄貨幣を替ふ事面倒ふし外國人何時を墨是哥銀を替
ふ時の損失を爲せし今度布告ありて貨幣の善惡を撰て何
れふても引受なき事を命せられたり且は又如此なれば一
々善惡を撰む爲め一々兩替店へ行く如き煩き事ならざる

しと云然れハ處ニ隨テ各異ナル貨幣採用ヨリノ無理ナル
法と省きて面倒ならざるを願ふ也

シヤパンヘラルド第二千五百十五號

明治四年辛未十一月十一日刊行

今度出帆ノ蒸氣船ニテ加州舊知事ト子息兩人修行ノ爲メ
歐羅巴ヘ行キタル尤一人ハ倫敦ニ留學シ一人ハ巴里ニ留
學スル由ナリ

サンフランシスコニ滯在タル日本ノ領事官シイダプリ
ウブルツクス氏ハ日本ノ使節ト華盛頓ニ誘引シ又恐らく
ハ歐羅巴ニ誘引スル

蒸氣アメリカ力餘ハ船客及ヒ荷物等充滿セテ荷物ハ餘テ多
分ナルニ付多くモ取除ルル上等ハ船客凡七十人ハ日本ノ
使節ナル猶是ヨリ幾多ハ下等船客アル日本使節ノ從者ナ
ル

太政官日誌ニ日本旗章改正ノ事アル是迄ハ只白地ニ日ノ
丸ヲみルル此度改正シ旗ノ四角ヨリ日丸迄青き線
ヲ付タル也

テシゴンヤン船神戸ヨリ航海ノ途中ヨリ或ル日本船客所
持ノ金二百七十圓ヲ盜まれたル此盜賊ハ多分日本ノ小使
ナルと云々吟味最中ナリ

日本の來月十五日ハ横濱ニシテ日本ノ大祭あるハシト云
昨夜和蘭の欽差ハ日本ニ使節並辨務使を饗應セシ同夜神
奈川縣參事ハ各國領事官ニ夜食を馳走スルモ今夜ハ裁判
所ニシテ日本ニ使節ヲ饗應スル

ジャパンヘラルド第二千五百十六號

明治四年辛未十一月十二日刊行

頃日横濱商社ニテ此度使節ニ用意金三拾萬圓の爲替を取
扱ヒテ

此度の使節外國ヨリ歸朝の後ハ必決 天皇陛下も亦洋行

し玉ハ凡テ一個年ハ外國ヲ行在し玉ハ云

日本使節ハ今朝アメリカ船ニテ出立決此時日本の兵隊三
百人波戸場迄護送スル且小蒸氣船ニテ飛脚船ニ乗組の間
ニ神奈川臺場及ヒ滯港の軍艦ニテ十九發の祝砲あるモ
耶蘇誕日ニハ屠牛家ニテ其見世ニ肉類を飾ルモ一般ハ風
俗ハ此ノ當所ニシテ諸家大に競ニ飾を爲スルモ我輩見聞
決ル日本屠牛場並リボルグス社中ドモニ一社中ドグ
シテ社中ニ共ニ屠牛會社の名及ヒ其他の諸店爭ヒ飾を
中に就テ日本屠牛場ハ勉々新鮮ノ牛肉猪肉羊肉等を撰ミ
日本國ニテ極上品ナル者を掛ク

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns within a rectangular border.

Handwritten characters in the bottom left corner, possibly indicating a page number or a date. The characters appear to be "平" (He) and "月" (Gatsu).